（各市町村に交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の算定方法）

第四条の三　法第三条の三第二項の総務省令で定める各市町村の軽自動車税減収見込額は、次の算式によって算定した額（次項において「軽自動車税減収見込額」という。）とする。

［新設］

算式

（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ＋Ｆ＋Ｇ）×Ｈ／Ｉ

算式の符号

Ａ　次の算式によって算定した額

算式

ａ／0.02×0.01

算式の符号

ａ　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第８項第１号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車又は同法附則第12条の２の４第５項第１号及び第２号イに規定するガソリン自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車について、同法附則第12条の２の２第８項の規定による自動車取得税の税率の特例又は同法附則第12条の２の４第５項の規定による自動車取得税の課税標準の特例の適用がないものとした場合における前年度分の当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の税額として総務大臣が調査した額

Ｂ　次の算式によって算定した額

算式

ｂ／0.02×0.02－ｂ／0.02×0.01

ｂ／0.02×0.01に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ｂ　平成31年改正前地方税法附則第12条の２第２項第５号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車又は同法附則第12条の２の４第１項第６号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車について、同法附則第12条の２第２項の規定による自動車取得税の税率の特例又は同法附則第12条の２の４第１項の規定による自動車取得税の課税標準の特例の適用がないものとした場合における前年度分の当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の税額として総務大臣が調査した額

Ｃ　次の算式によって算定した額

算式

ｃ／0.02×0.02－ｃ／0.02×0.01

ｃ／0.02×0.01に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ｃ　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第２項第２号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車又は同法附則第12条の２の４第２項第３号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車について、同法附則第12条の２の２第２項の規定による自動車取得税の税率の特例又は同法附則第12条の２の４第２項の規定による自動車取得税の課税標準の特例の適用がないものとした場合における前年度分の当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の税額として総務大臣が調査した額